各論検討(2巡目)にあたっての意見

2 0 0 3 年 3 月 2 4 日

鵜 飼 良 昭

- 1 改革審意見書、ヒァリング・総論議論と各論論議との架橋
 - (1) 大きな司法への指向性と労働裁判
 - a 社会の隅々に法の支配を及ぼすための司法の役割強化
 - b 社会の基盤である雇用社会に法の支配を及ぼすための労働裁判改革
 - (2) 労働裁判手続で特別な制度(参審制、固有手続等)が必要とされる理由
 - a 労働裁判に対する現状認識-小さな司法の中、更に小さな労働裁判
 - b 改革のポイントー アクセス、 迅速性、 適正性、 納得性、 労使自治との有機的連携
- 2 企業内紛争解決(労使自治)と企業外紛争解決との有機的連携
 - (1) 企業内紛争解決機能の低下とその要因
 - a 労働相談からみる雇用・企業社会の変容とそのテンポ
 - b うつ病、「パワーハラスメント」等の増大
 - c 成果主義、競争、働き方の変化、雇用形態の多様化と格差構造
 - d これらの変化を最も早く的確に把握できるのは労使
 - (2) 紛争解決における企業内と企業外の有機的連携と制度設計
 - a 紛争の受け止め方(ネガティブからポジティブへ)
 - b 企業内と企業外の断絶から有機的連関へ 少数・異端視からの脱却
 - c 諸外国にみる企業内紛争解決と企業外との連関
 - d 重要な回路としての参審制
- 3 雇用・労使関係における経験則と当事者主義・弁論主義
 - (1) 経験則と弁論主義
 - (2) 労働紛争における経験則と職業裁判官の限界 経験則の主張立証の困難性と当事者の負担

- (3) 裁判における「勘」「感覚」と「スジ」「スワリ」 主観的な山勘ではない
 - *田尾桃二、加藤新太郎共編「民事事実認定」判例タイムズ社等参照
- 4 固有手続における法・規則事項と運用事項
 - (1) 運用によることの限界
 - (2) 訴訟手続きの明確な指標の必要性 透明で明確なルール、全国斉一性
- 5 裁判所の人的・物的施設の拡充と専門化
- 6 改革消極説の論点について
 - a 労働参審制の具体的なイメージが共有化されていない
 - b 危惧を上回る効用
 - (1) 経営法曹会議司法制度改革検討会意見書 公平性・中立性を損なう 労使の政治的立場が裁判に持ち込まれる 企業秘密漏洩のおそれ 迅速性に逆行

民訴手続きの知識・経験の欠如 検証できない「勘」「感覚」による判断

(2) 山口委員意見書(H14.10.25)、山口委員発言(第14回)

アンカーとしての裁判所論ー他の紛争処理機関による調整的解決が奏功 しないような成熟した争訟性を持った事案の最終的法的決着

雇用・労使関係の経験則は書物等による知識の補充が可能、個別事件では当事者の主張立証の責任

争点整理、証拠調べ、和解、判断の各ステージと専門家の関与の危惧